

平成 22 年度

# 工事監査報告書

<市道 8 号線整備工事>

建設環境部都市整備課(工事担当課)

総務部総務課(契約担当課)

狛江市監査委員

# 平成 22 年度工事監査報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

## 第 2 監査の対象

### 1 工 事 件 名

市道 8 号線整備工事

### 2 工事の概要等

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事場所  | 狛江市西和泉二丁目 8 番先～同中和泉四丁目 16 番先間  |
| (2) 発注者   | 狛江市長 矢野 裕  |
| (3) 所管課   | 建設環境部都市整備課 (工事担当課)<br>総務部総務課 (契約担当課)   |
| (4) 工事概要  | 延長 L=271m<br>幅員 W=16.0m(車道幅員 7 m、歩道幅員 9 m)<br>舗装工 車道(50 型)491 m <sup>2</sup> 、(低騒音 50 型)1,243 m <sup>2</sup><br>歩道(19 型)1,363 m <sup>2</sup> 、(35 型)178 m <sup>2</sup> 、<br>(50 型)88 m <sup>2</sup><br>排水工 155SF 型 |
| (5) 請負業者  | (株)山口土建  |
| (6) 請負金額  | 101,430,000 円  |
| (7) 契約年月日 | 平成 22 年 8 月 31 日   |
| (8) 工 期   | 平成 22 年 9 月 1 日～平成 23 年 3 月 25 日   |

## 第 3 監査の範囲

工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工

## 第 4 監査の期間

平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

## 第 5 実地監査日

平成 23 年 2 月 25 日

## 第 6 監査の場所

監査委員事務局及び工事現場

## 第7 監査の主眼及び方法

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施した。

なお、今回の監査については、「NPO 法人 地域と行政を支える技術フォーラム」の協力を得て実施した。

## 第8 監査の結果

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、適正に執行されているものと認められるものの、一部において改善、検討が望まれる事項及び意見等は下記のとおりである。

市道8号線（根川さくら通り）整備工事は、平成19年度から4ヶ年にかけて計画され、本年度が事業の最終年度となる。

本路線は昭和45年6月に道路認定され、経年変化により舗装の傷みが著しくなってきたことに加え、街路樹の桜並木の根が成長に伴い歩道を通行する歩行者等に支障をきたすようになった。この状況を踏まえ、通行する歩行者及び車両の交通の安全を確保し、さらには街路樹の桜並木を保全することによって街並みの景観を整え、市民の安全確保と環境を保全するため道路の整備工事を行うものである。

契約工期は、平成22年9月1日から平成23年3月25日に設定されているが、実施工程の進捗率は52%という説明であった。工事現場を確認してみると、説明より工程が進んでいるように思われ、歩道舗装及び排水溝関係については既に完了し、残すところ車道部分の工事のみの状況であった。

### 1 入札・契約について

工事の入札・契約に関しては、指名競争入札による電子入札を採用しており、入札において予定価格及び最低制限価格が公表されているため、入札参加者が事前に最低価格を把握できるシステムとなっている。この入札方法については、平成17年度に導入したもので見直しが必要な時期と思われるため、適切な入札方法について検討をすることが望ましい。

### 2 作業時間帯について

特記仕様書の内容の中で、本工事における作業時間帯についての記述内容が見当たらなかった。今後、見積りの段階及び工事中の段階において、発注者と請負者の間で記載されていない事項をめぐって問題が生じ

る恐れがある。こうした問題を回避するため、本工事を規定するための特記仕様書を作成することが望ましい。

### 3 施行管理について

本工事の施工計画書について、施工内容が分かりやすいように図を用いており、理解しやすい施工計画になっていたが、コンクリートの養生に関する記述が見当たらなかった。施工計画書は、当該工事をどのように進めるか、また、構築する構造物の品質を確保するための指針であるので、今後は品質確保に重要な事項を整理して記載することが望ましい。

現場の施工状況は整然としており、市民の目から見ても工事に対して良い印象を与えていると思われる。現場の実施工程については順調に進行しているが、第三者災害が起きないように十分注意して工事を進めることを要望する。

### 4 品質管理について

アスファルト舗装工は、平成23年2月末以降に予定されているが、舗設に際しては、冬季の作業なのでアスファルト合材の温度管理が品質に大きく影響する。このため、アスファルト合材の温度管理を十分に行うことが望ましい。

### 5 安全管理について

現場の工事に携わる請負者は、労働災害の事故防止の観点から日常の安全活動を実施する必要があるが、その日の作業の安全巡視記録や翌日の作業内容の予定により、安全指示を適切に行っている状況が確認できなかった。重要な安全関係の書類に関して、早急に整備することが望ましい。

安全訓練に関しては実施していることを写真で確認できたが、早めに書類を整理することが望ましい。